

やまぐち知的財産活用支援助成金 募集案内（令和4年度第2回）

1 事業目的

当該事業は、公益財団法人やまぐち産業振興財団（以下「財団」という。）が、知的財産権を活用して事業展開を考えている山口県内の中小企業者を支援することを目的にしています。

2 事業概要

優れた技術やブランド等の知的財産権を広く活用しようとする県内中小企業者が行う国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）に必要な経費の一部を助成します。

（1）応募資格

「やまぐち知的財産活用支援助成金交付要綱」をご確認下さい。

※みなし大企業については、助成対象外です。

（2）助成対象となる出願案件等

- ・日本国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標を新たに出願し、その知的財産権を活用して事業展開を図るもの
- ・交付申請時点において、特許、実用新案、意匠、商標を日本国特許庁へ出願していないものであること。
- ・予定される日本国特許庁への出願人名義が、中小企業者であること。
- ・県及び財団が行う事業の状況調査に対し、協力する中小企業者であること。

（3）助成対象経費（日本国特許庁への出願に要した経費）

経費区分	内 容
日本国特許庁への出願手数料	日本国特許庁への出願に要する経費
国内代理人費用	日本国特許庁へ出願にするための国内代理人に要する経費

詳細は、「やまぐち知的財産活用支援助成金交付要綱 別表2」をご確認下さい。

※ 令和5年1月31日までに日本国特許庁への出願が完了するものに限りです。

（4）助成対象と認められない経費

経費区分	内 容
日本国特許庁への出願に要する経費のうち	①消費税及び地方消費税 ②一度日本国特許庁に出願料を支払った後、追加的に支払う費用（例：出願に不備等があった場合の補正費用等）
日本国特許庁へ出願するための国内代理人に要する経費のうち	①消費税及び地方消費税 ②出願及び審査請求後の手続き補正等に要する経費

（5）助成対象となる期間

助成金交付決定の日から当事業で定める日本国特許庁への出願の期日までに要した経費が対象となります。交付決定日より前に要した経費は助成対象となりません。

(6) 助成率・助成限度額

助成対象経費の2分の1以内で、1企業ごとの限度額は40万円です。

なお、共同出願の場合は、出願に関する中小企業者の持ち分比率に応じた費用のみが助成対象となります。

3 応募条件等

(1) 応募期間 ※期間中の土日・祝日は除きます。

令和4年9月16日（金）から令和4年10月17日（月）（17:00 必着）まで

(2) 書類の提出先及び提出方法

①受付窓口

〒754-0041 山口市小郡令和1-1-1

山口市産業交流拠点施設4F

公益財団法人やまぐち産業振興財団（担当：遠藤）

TEL (083) 902-3722 FAX (083) 902-9010

②提出方法 以下（3）の提出書類を全てそろえていただき、上記受付窓口へ郵送又は持参により期日までに提出してください。

(3) 提出書類

以下の提出書類は**A4版、片面印刷**としてください。

①やまぐち知的財産活用支援助成金交付申請書 様式第1(第6条関係)

②登記簿謄本の写し

③決算書（直近3期分）

③会社の事業概要が分かる資料（パンフレット等）

④日本国特許庁への出願に要する経費及び弁理士の手数料が確認できる見積書等（写しも可）（注1）

⑤先行技術調査等の結果（注2）

⑥日本国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し

（注1）見積書等（写しも可）については、交付申請書の「4 経費区分」における経費区分ごとに記載をして下さい。

（注2）商標出願については、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載した J-P l a t P a t （特許情報プラットフォーム）による検索結果の写しによる代用が可能です。

4 選考について

(1) 審査

財団が設置する審査委員会で選考の上、決定します。

審査会にはご出席いただき、申請内容をご説明いただきます。

(2) 審査の基準

①先行技術調査等の結果からみて権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出

願であること。

②助成を希望する出願に関し、権利が成立した場合に当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者であること。

③知的財産権に係る日本国特許庁への出願に必要な資金能力及び計画を有していること。

5 事業スケジュール（予定）

令和4年 9月16日 公募開始

令和4年10月17日 応募締切り

令和4年10月 審査委員会の開催

令和4年10月 採択企業の決定、採否通知

令和5年1月31日 助成対象となる出願完了

令和5年2月28日 実績報告書の提出

（事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は令和4年2月28日までのいずれか早い日）

令和5年3月 助成金額の確定

◆事業の流れ

- ①中小企業者が財団へ助成金交付申請書を提出
- ②財団審査委員会において審査し、採択企業を決定
- ③弁理士等が国内出願を実施
- ④弁理士等が日本国特許庁へ支払い
- ⑤弁理士等が中小企業者等へ出願経費を請求
- ⑥中小企業者等が弁理士等へ出願経費を支払い
- ⑦中小企業者等が財団へ実績報告書等の必要書類を提出
- ⑧財団が助成金額を確定
- ⑨中小企業者等が財団へ助成金請求書を提出
- ⑩財団が請求書に基づき支払い

7 問合せ／提出先

申請をご検討の場合は、早めにその旨のご連絡・ご相談をいただきますようお願いいたします。

〒754-0041 山口市小郡令和1-1-1

山口市産業交流拠点施設4F

公益財団法人やまぐち産業振興財団（担当：遠藤）、

TEL：(083) 902-3722 FAX：(083) 902-9010

メール：endo@yipf.or.jp